8.2　同様に、8の規定の適用上、特に第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

9　第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が7及び8に規定する支払の取決めによって利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

10　7及び8に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従って当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によって当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

11　加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

12　3から11までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

13　国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

14　国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課するごとに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第十八条

一般規則第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　分担等級

1　加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

2　いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

3　加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

4　国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。分担単位数の当該引下げに係る経費については、8に定める手続に従い、加盟国が負担する。他方、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、8に定める手続に基づく分担単位額の減額による利益を受けない。

5　国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

6　5の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

7　一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

8　国際事務局は、次の条件に従って、関連する基準分担単位額及び減額分担単位額を計算する。

8.1　総分担単位数の減少（注）が生ずる場合には、その結果生ずる基準分担単位額（減額されていない分担単位額）及び減額分担単位額の増加分は、全ての加盟国が現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して連帯して負担する。

注　この規定の適用上、「総分担単位数の減少」とは、各加盟国が決定する分担単位数の減少分を合算したものを指す。

8.2　総分担単位数の増加（注）が生ずる場合又はその後に加盟国が減額分担単位額による利益を得る資格を失う場合には、いずれの更なる減額分担単位額の減少も、自国の経済力以上の水準で支払を行う加盟国及び自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国であって大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるもののみが利益を得るものとする。

注　この規定の適用上、「総分担単位数の増加」とは、各加盟国が決定する分担単位数の増加分を合算したものを指す。

9　8に定める手続は、(i)5及び6に規定する例外的な状況又は(ii)管理理事会が決定する連合の経費の調整のいずれかの結果生じた基準分担単位額及び減額分担単位額の変更については適用しない。この場合において、これらの変更に係る経費は、現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して配分され、全ての加盟国が連帯して負担する。

第十九条　この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ（例外として、第三条、第四条、第七条、第九条、第十六条及び第十八条の規定並びに第六条によって改正される一般規則第百十二条4の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗